令和８年第５回江北町議会（定例会）会議録								
招集年月日	令和８年９月４日							
招集場所	江北町議場							
開散会日時及び宣言	開議	令和８年９月６日　午前９時00分				議長　井上　敏文		
	散会	令和８年９月６日　午後０時13分						
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　10名 欠席　０名 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 ▲　公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠		
	1	酒井　明子	○	6	土渕　茂勝	○		
	2	古賀　里美	○	7	池田　和幸	○		
	3	田村　康	○	8	西原　好文	○		
	4	江頭　義彦	○	9	田中　宏之	○		
	5	三苫　紀美子	○	10	井上　敏文	○		
会議録署名議員	１番	酒井明子	２番	古賀里美	３番	田村　康		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	山田恭輔	○	健康福祉課長	松田佳世子	○		
	副町長	山下宗人	○	地域づくり課長	宮本大樹	○		
	教育長	牟田久俊	○	農業委員会事務局長	本村健一郎	○		
	総務政策課長	山中博代	○	会計室長	山﨑久年	○		
	町民生活課長	吉原和彦	○	こども教育課長	坂元弘睦	○		
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	大島浩二						
	書記	山下太郎						
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

議 事 日 程 表

▽令和８年９月６日

日程第１　一般質問

一　般　質　問　（令和８年９月定例会）

氏　　名	件　　名（要　　旨）
田　村　　康	１．相続人のいない土地の管理について ２．再度問う、不法投棄対策強化について
江　頭　義　彦	１．水難事故から命を守るために ２．年末・年始に向けた物価高騰対策は
三　苫　紀美子	１．中学校校門前に横断中の小旗設置要望の真意 ２．総合排水計画の原点に立ち返って

午前９時　開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和８年第５回江北町議会定例会会期３日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第１　一般質問

○井上敏文議長

日程第１．一般質問。質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

３番田村康議員の発言を許可します。御登壇願います。

○田村　康議員

おはようございます。３番田村康、通告に従い、２項目質問させていただきます。

まず第１に、１番目、相続人のいない土地の管理について。

これまで空き家問題についての質問をしてきました。担当課の協力もあり、少しずつではありますが、前に進んでいます。しかしながら、なかなか前に進まない案件として、相続人

がいない土地に立っている大木の問題があります。

ここでパワーポイントをお願いします。

（パワーポイントを使用）相続人のいない土地に立つ大木、隣の敷地に枝葉が覆いかぶさっている、雑草が隣の土地まで延びている。

この問題は、大木の枝葉が近隣の家に覆いかぶさり、屋根やアンテナに当たり危険な状態で、近隣の住民は非常に困っております。これから台風シーズンです。早く解決しないと不安は大きくなる一方です。

この大木のある土地については、町の方でいろいろと調べていただきましたが、相続人の方は全て亡くなられており、相続人不存在の状態ということまで分かりました。

私は令和８年３月議会の一般質問で、所有者不明の空き家等への対応として行政代執行を取り上げて質問しました。担当課長からは、相続人がいない、放棄されている場合は、緊急性や危険性を判断して、略式代執行を検討する必要があると答弁されましたが、同時に、高額な費用負担となることから慎重な判断が必要とも言われました。

そのやり取りの中で町長から、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の話がありました。この法律について調べたところ、所有者が分からない土地や建物等により迷惑がかかっている物件については、近隣住民に代わって市町村長が裁判所に所有者不明土地管理人を選んでもらうよう要請ができる制度と認識しています。

所有者不明土地管理人が選ばれると、その人が土地の財産や国からの補助を使って大木の伐採、撤去などができるようになるのではないかと思います。

そこで、今回は法制度を活用して解決できないものか、お尋ねします。

まず１問目、どのような場合に市町村長から裁判所に対して所有者不明土地管理人の選任を要請できるのか、詳しく説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日、一般質問２日目ということになりました。よろしくお願いします。

特に今回は、開かれた議会を目指す江北町議会の取組として、町として初めての休日議会の開催ということで、昨日も本当に多くの方に傍聴にお越しいただきました。これは副次的

効果と言っていいのかどうか分かりませんけれども、町内の方はもとより、近隣自治体の議員の方、また、職員の方も傍聴にお越しいただいたということであります。今日こちらから拝見をいたしておりますと、隣町の議長様もお越しいただいているということで、私はやっぱり今の時代、善政競争の時代というふうに言われますけれども、やはりお互いの町がそれぞれいろんないい行いをやることが近隣に広がっていけばというふうに思っておりますし、今回、隣町では、例えば、首長の定例記者会見であるとか、また、「体操のまち」というようなことで、また新しい切り口で、言ってみれば定住人口増に取り組んだりしておりまして、私どもとしても大変参考になる取組をされております。そういう意味では、お互いにまさにウィン・ウィンの関係になればなというふうに思いますし、本日のやり取りもそうした参考になればと思っています。

さて、今回、田村議員からは空き家、それと次に、不法投棄について御質問をいただくということになっています。

田村議員におかれましては、言ってみれば議員活動のライフワークとして、特に上小田地区の課題として捉えていただいて、空き家問題、また、不法投棄問題に精力的に取り組んでいただいております。今は大変便利な時代になりましたものですから、インターネットで、しかも、スマホで手元で片手だけでちょちょっとすれば、いろんなことを調べがちですし、我々役所も何かそれが普通の光景になっておりますけれども、そういう中にあって、田村議員は数千円もするような書籍を自ら負担をされて読み込んで活動に生かされているというのは心から敬意を表するところでありますし、空き家についても、不法投棄についても現状の認識、また課題、そして、これから取り組むべき方向についても、田村議員とは一にしているというふうに思っております。

ですから、決してするしないとかということではなくて、どういう方法を使って解決していけるだろうかということで、今日の質疑についても一歩でも二歩でもそうした問題解決につながるやり取りができればと思っております。

まずは空き家について御質問をいただいておりまして、空き家については地域づくり課、不法投棄については町民生活課から答弁をさせたいと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。田村議員の御質問にお答えします。

所有者不明土地・建物管理制度についてということで御質問をいただいております。

まず、この制度につきましては、所有者が分からないとか連絡が取れない特定の土地について、裁判所が管理人を選任して管理や売却処分を行わせる制度でございまして、令和５年の民法改正により創設された制度であります。

制度の概要としては、従来の制度は人を単位としておりましたので、その人の全財産を調べて、多大な時間、費用がかかっておったということであります。新しい制度では、特定の土地だけを対象に管理人を立てられるということで、費用負担、手続の負担が軽減をされたということであります。

利用できる要件としては、まず、所有者不明ということで、住民票や登記をどれだけ調査しても所有者やその所在が分からない場合に利用ができるというのが１つ。

２つ目に管理の必要性ということで、崖崩れの危険があるとか樹木が茂って近隣に迷惑をかけている、これは田村議員が今紹介された事例だと思っております。こういったこととか、売却や開発をしたいけれども、なかなか手が出せないというような理由がある場合については利用ができるということであります。

次に、手続ですけれども、まず１点目に、申立ては利害関係人、この中には隣の土地の所有者であるとか地方公共団体の長、市町村長も含まれますけれども、利害関係人が土地のある場所の地方裁判所に申立てをするというのがまず１つ。

次に、予納金の納付ということで、裁判所へ管理費用として、これは弁護士さんの報酬とかが管理費用になりますけれども、数十万円程度の予納金、あらかじめお金を納める必要があるということであります。

次に、管理人の選任ということで、裁判所が弁護士や司法書士などの専門家に所有者不明土地管理人を選任するという流れとなっております。

管理人の権限、できることにつきましては、樹木の伐採、ごみの撤去、境界の確定、また、裁判所の許可を得ることで土地を売るということも可能であるということであります。この土地を売ったお金というのは、管理人さんのほうで管理をされ、将来所有者がもし現れたときにお渡しすることができるようにプールされるということであります。

次に、市町村長が管理人選任の要請ができる場合というのもございまして、これにつきましては、土砂の流出とか崩落による災害の防止がまず１つと、あと、雑草が茂っていること

による周辺環境の著しい悪化などを防ぐために管理が必要であると認められる場合が、市町村長が管理人さんの選任を要請できるといった制度であります。

以上です。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

そしたら、２問目に行きます。

この制度を活用した事例はあるのか、また、あれば、どのような内容だったのか、お尋ねします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

事例といたしましては、兵庫県の神戸市の事例がございます。神戸市では、制度の運用は専門的知識や法律知識が必要ということで、空き家や空き地に詳しい専門家、弁護士、市役所の担当がチームを組んで所有者不明の解消に取り組まれております。まだ制度ができて日が浅いものですから、確実に進めるために、このようなチーム戦といいますか、専門家も含めて取り組まれているという事例がございます。

以上であります。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

そしたら、３問目に行きます。

町はこの制度を活用して大木の対応をしていただくことはできないのか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほど制度について担当課長が説明をいたしましたけれども、誰彼申立てができるわけで

はないということなんですよね。ここには利害関係人ということで、先ほど隣接地の住民の方、そりゃそうですよね、迷惑がかかっているわけですから。それ以外に地方公共団体の長ということで説明をしました。ということは、隣接じゃなくても地方公共団体の長であればどこでも申立てができるという意味の長ではなくて、例えば、里道とか、公有水面とか、町道とか、県道とかあるじゃないですか。それは隣接地の住民ではなくて、我々町なり、地方自治体が所有、管理をしているものですから、恐らくそれは所有といいましょうか、管理といいましょうか、そうした権限を持っている者という意味でいけば、多分、隣接地の住人と同じような並びの申立ての要件ということじゃないのかなというふうに思います。ここは確認する必要があるかなと思っています。

先ほど事例がないかということで、担当課長からは神戸市の事例を紹介しました。役所は知っているのに知らないということもできなくはないんですよ。いや、全国的には調べていませんと。ところが、今こうやって神戸市のことを担当課長が申し上げたということは、ほかの自治体でできていることですから、江北町にできないことはない。さらに言うなら、自ら神戸市の事例を紹介したということは、多分、神戸市の事例を参考に江北町としてもやりたいという担当課長の意気込みだろうというふうに思っております。

ただ、先ほど言ったように、いろんな要件もあったりするものですから、そこは一つ一つ確認させていただいた上でではありますけれども、制度として実際あって、やっている自治体があるということであれば、同じ要件がそろえばできなくはないというふうに思いますし、その意気込みだというふうに思っておりますので、ここは今回、特に御質問いただいている、想定されている事例があると思いますから、そこに当てはめて具体的な検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

ありがとうございました。

町長の意気込みというのであれですけれども……（「課長の意気込み」と呼ぶ者あり）課長の意気込みということですけれども、今とてつもなくこの大木で何年も困っているんですよね。だから、今度やっぱり課長の意気込みを混ぜて一緒にやらせてください。それと、早

めにしないと、近所の家がぼとぼと潰れていきますので、そこら辺をよろしくお願いいたします。

最後に、町で対応が難しい問題は、近隣住民を含め、自分たちで何とかしたいと思っていますが、屋根に覆いかぶさっている枝だけでも切るときに法的に何か問題が発生しないのか、また、このような場合に何かよい手段はないのか、お尋ねします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

近隣住民を含めて自分たちで何とかされたい場合ということでありますけれども、手段の一つを御紹介したいと思います。

これも民法に基づくものでありますけれども、第233条に自主伐採という規定がございます。これも令和５年の民法改正で、所有者が分からない場合、住民で枝を切ることができるようになった新しい制度であります。これについては、行政とか裁判所の事前の許可を得る必要はございません。後々のトラブルを防ぐために、所有者を探した調査の記録であるとか、切る前の現地写真を必ず証拠として残していただくというような証拠書類の管理というのが必ず必要になるということであります。

法的な問題につきましては、既に田村議員は無料法律相談等も活用されて弁護士さんのほうに御相談もされているということで聞いておりますし、必要な手順は踏まれていることと思います。

町としても、近隣住民で御対応いただける場合につきましては、できる限りのサポートをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

改めてではありますけど、先ほど担当課長として意気込みを申し上げたところであります。

昨日の一般質問でもよく私が言うウォンツとニーズみたいな話をしましたけど、実は両面やったがいいと思うんですよ。考え方にも帰納法と演繹法というふうにあるんですけどね。

特に、田村議員におかれては個々具体的なケースをよく御存じであります。しかも、それぞれコミットされています。ですから、恐らくその後でそういう普遍的なことは総括をすればいいんじゃないかなと思って、具体的に多分想定をされている案件があられますから、それぞれに当てはめて一つ一つ解決をしていく先に、我々江北町としても空き家対策全体のものが見えてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひよかったら具体的に一緒にやらせていただければと思います。

以上です。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

どうもありがとうございます。

一応地区の方とお話をして、熱中症とか、そういう問題があるものですから、涼しくなったら伐採のほうをやっていこうかという、いろんな想定はしているんですが、そのときにはやっぱり地域づくり課長に御相談しながらやっていきたいと思います。

現時点で、年内５件ほど空き家問題にめどがついているが、現在ストップしています。引き続き町の協力をよろしくお願いいたします。

次に行きます。

再度問う、不法投棄対策強化について。これまでも一般質問をしてきましたが、最近になり、またごみのポイ捨てが目立つので、再度質問したいと思います。

私が初めて不法投棄の質問をしたのは令和７年３月議会でした。そのきっかけは、町道門前～観音下線で約50メートルにわたりごみが散乱していたからです。不法投棄対策の予算や内容を確認し、廃棄物監視員の増員についてもお願いしました。

次は令和７年12月議会でした。上惣区の東堤にトラック３台分の大量のごみが捨てられていたのを確認したことがきっかけでした。そのときは町道や県道で常習的にごみが捨てられている場所に監視カメラの設置台数を増やしていただくように求めました。町長からは、ダミーの監視カメラではなく、証拠をきちんと押さえられるようなカメラの設置を考えていきたい、当初予算にはそうした予算も盛り込みたいとの回答を受け、安心したところでした。しかし、最近になり、設置された監視カメラの状態を見たところ、本当に機能しているかどうか気になりましたので、質問したいと思います。

１問目、令和７年３月議会の町民生活課長の答弁で、警察と連携し、パトロールを一層強化していきたいと答弁されていますが、その後、パトロールが強化されたのか、お尋ねします。また、廃棄物監視員以外の監視員については研究されたのか、お尋ねします。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

不法投棄問題については、町も頭を抱えているところであります。前回ですかね、議会で申し上げたように、これまでの啓発、警告ではやっぱり事足らないと。良心に訴えて響く方もおられれば、そうしたことだけでは、特に悪質な不法投棄はなかなかなくならないということで、啓発から摘発に軸足を移しますということで、言ってみれば、単純なダミーで警告するのではなくて、実際に現場を押さえて、そして、警察にきちんとつないで、ある意味、立件をしてもらっていくということが大事だということが、現在の江北町の不法投棄に関する立場、方針であります。これについても一定御理解をいただいていると思いますし、それに基づいて今年度からもいろんな取組をやっております。

今回、１問目の御質問、これは担当課長が以前答弁したことについて、ある意味、課長の約束ですから、どこまでやってくれているんだというような御質問だと思いますので、そこは担当課長が答弁をいたしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田村議員におかれましては、日頃から町内道路沿いのごみを拾っていただいていることにつきまして、心より感謝申し上げます。

では、田村議員の御質問にお答えいたします。

その後のパトロールについてでございますが、職員によるパトロールは令和６年度は月１回、令和７年度は月２回、今年度は月４回に増やして対応をしているところでございます。また、警察にもパトロールをお願いしており、確認したところ、不法投棄があった場所周辺につきましてパトロールを強化し、実施されているとのことでございました。

次に、廃棄物監視員以外の監視員について研究されたのかとの御質問でございます。

これにつきましては、県内における廃棄物監視員以外の監視員を設置してある市町の把握と、その監視員が不法投棄を見つけた場合の対応や回収方法について情報収集を行ってはいますが、研究の成果を出すまでには今のところ至っておりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

そしたら２問目、不法投棄対策で監視カメラを設置されていますが、カメラの状態や映像などは定期的に確認されていますか。気になったのは山口新堤の監視カメラの向きです。監視が必要な場所と違うほうを向いているようですが、大丈夫ですか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田村議員の御質問にお答えいたします。

本町では、不法投棄の抑止にとどまることなく、不法投棄犯人を特定する目的で監視カメラを設置しているところでございます。

監視カメラの状態につきましては、２週間に１回程度になりますが、カメラのバッテリーを充電する際に職員が確認を行っております。また、映像の確認につきましても、同じくバッテリーを充電する際に、映像データをパソコンに取り込み、職員が確認を行っているところでございます。

続きまして、山口新堤の監視カメラの向きについてでございますが、９月２日に現地を確認に行ったところ、監視カメラを据え付けている土台の台座のねじが甘くなって緩んでおりまして、風の影響で、議員おっしゃるとおり、監視カメラの向きが少しずれていることを確認いたしました。これにつきましては、監視カメラを土台に据え付ける方法ではなく、くいに直接ベルトでしっかり締めつけ固定する方法に変更し、対応する予定でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

ありがとうございます。

この監視カメラについては、私も何回か見て、あっち向いてホイだったものですから、やはり「監視カメラ作動中」みたいな看板を横につけてもらうともう少しいいほうになると思います。

次に行きます。

次に、ごみがよく捨てられている場所は、道路沿いの雑草の管理が行われていないやぶになっているところです。このことは以前もお伝えしました。

その後、雑草の管理は行われているようですが、先日、上区から観音下までの町道電車道線の草刈りや樹木の伐採が行われていたときに気になったのは、伐採後のそこにあったごみなどはそのまま放置されていました。

ここでパワーポイントを見せます。

（パワーポイントを使用）これは町が伐採をした後に片づけていなくて、ボランティアの方がここを掃除しております。そして、その後に伐採後のごみはそのまま放置されていました。それで、ここで監視カメラをつけたところ、看板も一緒につけましたが、その後はごみのポイ捨てがなくなっています。

せっかくであれば、捨てられたごみも回収されればよかったのですが、そのままだったのが非常に残念な思いであり、次の質問に入ります。

３問目、作業後は現場の確認が行われていると思います。業者に対し、ごみの回収までしていただくよう指導はできないものか、お尋ねします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

田村議員におかれましては、日頃より、町道電車道線をはじめ、町内の環境維持に御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。また、今回の件につきましては、役場の初動対応が十分でなかったということで、議員には大変な御苦労、お手数をおかけしたことについて深くおわび申し上げたいと思います。

まず、対応経過の報告をしたいと思います。

今回の伐採作業は業者に委託をしておりますが、６月17日から７月３日にかけて伐採作業を実施しているということであります。

作業後の７月６日の週に、議員のほうから伐採した竹が道路に出ている、ごみが散乱しているという連絡をいただきまして、担当課のほうで直ちに現地を確認させていただきました。その際は、路肩の竹数本が散らばっておりましたので、撤去いたしましたが、散乱したごみはそのときは見つからなかったということで報告を受けております。

その後、不法投棄防止の看板を議員のほうで設置をしていただいているということと、あと、７月13日、翌週には、議員をはじめ、地域の方々で木やごみの撤去をしていただいたというふうに伺っております。これを受けまして、７月21日に担当のほうから議員へお礼とおわびを申し上げたというのが一連の経過であります。

次に、委託業者への確認ですけれども、今回の委託契約については通行の支障となる伐採を目的としておりまして、散らばったごみの撤去というところまでは委託内容に含まれていなかったということであります。また、伐採した竹や樹木につきましては、斜面にあるものは撤去をしてくださいというふうにお願いをしておりましたが、小段にあるところ、平たくなっているところにある竹や樹木についてはそのまま残してよいというような指示があっていたということで、これが議員が散乱していると言われる原因だったのではないかと思っております。このときにおいては、業者のほうに確認しましたが、ごみの散乱は特に見当たらなかったということであります。

こういった経緯を踏まえまして、今後は現場における伐採くずの回収につきましては、重要な課題であると捉えまして適切な対応に努めたいと。また、ごみについては、伐採作業後の現場確認において、より慎重に現場の状況を把握するように努めたいと考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

ありがとうございました。

その後、竹や樹木の伐採はされていましたが、切った竹や木はそのまま放置されていました。最近はイノシシの目撃情報も多く、観音下区だけでなく、浪花、日の出にも出没しているようです。こうした伐採後の竹や樹木を放置することでやぶになり、イノシシのすみかに

なっているのではないかと心配しています。竹や樹木を伐採した後の処理についてどのような指導をされているのか。あわせて、この町道電車道線への監視カメラの設置を求めたいと思いますが、監視カメラも設置していますので、これはやめておきます。

あとは、この近くでやっぱり５頭のイノシシが網に入っておりましたので、そこら辺もまた注意していきたいと思っていますし、７時半以降がSUMCO、サトウの切り餅さんが通勤のラッシュになるので、そこら辺を十分見ながら、監視カメラとか、ごみの収集に努めていきたいと思います。

以上で私の質問はこれで……

○井上敏文議長

まだ質問が残っております。伐採した後の処理についてどうしているかという質問が残っておりますので、答弁させますので。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

伐採後の処理については、今回の業者への委託内容というのが木の伐採というところで、小段にある木は現地に残してよいと、斜面にあるものは撤去をしてくださいということで業者のほうに指示をしておりました。

今後については、そういった回収方法についても改めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員とは定例議会の３か月に１回しか会わない織姫と彦星のような関係ではないと思っています。先ほど御質問いただいたように、日頃から役所にも足しげくお越しいただいて、今回御質問いただいた件についても、要は議会中ではなくてというか、それとは関係なく、やっぱり日々取り組んでいただいていることに改めてお礼を申し上げます。

何でこういうことを言っているかというと、我々、こうやって定例議会で一般質問を答弁するためには準備も必要なものですから、議員の皆さん方からは通告というものを受けるようになっています。議会の２週間前に通告いただくんですよね。ということはどういうこと

かというと、もし一般質問のやり取りだけでいけば、２週間前にこういうことを言うということを通告されて、そして、こうやって一般質問で答弁をして、例えば、やりますとか、そして、それからしかかるということになると、それだけで２週間以上、恐らく１か月と言わないぐらい実はタイムラグが出てくるんですよね。そういう意味では、本当に必要なことというのは、一般質問は別として、やっぱり日頃から一緒に進めさせていただくということが大事なんだなと改めて思いましたし、その中でも個別のやり取りだけではなくて、町民の皆さん、また、議員のほかの皆さん、そして、我々執行部も含めて、確認をしていく必要があることとかいうこともやっぱりその中にあるんだろうと思います。

ですから、今回の２つの質問についても、日頃やり取りをさせていただいて、個別の事案についてもコミットしていただいていることについて改めて今回御質問いただきましたものですから、それを前提にこれからも進めていけるんだと思いますし、今回、御質問予定だったところの監視カメラはついているということですけど、今年度２か所つけています、本物のやつを。まさに啓発から摘発ということですから、ぜひそういう場所があれば教えていただきたいし、カメラがゆがんでいたのも一般質問まで温存していただかなくても、温存していなくて既に聞いていましたから、ゆがんでいたよと言っていただいたら、我々の答弁を待つまでもなく、そういうことも対応できますので、ぜひそこをうまく使っていただいて進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

３番田村議員。

○田村　康議員

ありがとうございました。

それでは、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

３番田村康議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時。

午前９時47分　休憩

午前10時　　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

４番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

４番江頭義彦です。議長より登壇の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。いつものように２問です。子供たちに関係した問題を必ず１問入れるようにしておりますので、教育委員会のほうにはどうかよろしくお願いいたします。

では、読み上げます。

１、水難事故から命を守るためにと議題を出しています。ちょっと書いた文章のほうを読み上げます。

８月の千葉豪雨では各地で道路が冠水し、８名の方の――その後、13名というふうに訂正といいますか、13名の方がお亡くなりになっております。貴い命が失われました。水害による災害は、いつどこで発生するか予想ができません。本町もしかりでございます。

日本全国で最近、東北のほうからですけど、石川県、富山県、福井県、いろんな甚大な被害が起きています。

海外に目を向けてみますと、ネパール、隣国の中国あたりも数千人単位で今行方不明者が出ているというふうに報道では聞いております。

本町のほうに目を移しますと、災害時だけに限らず、用水路やため池での転落事故も相次いで発生しております。町内のクリークについても、非常にクリークのまちでございますので、幼児の目線で再点検をお願いしたいところであります。

また、遊泳中の水難事故も発生しております。６月は県内でも発生しております。唐津市相知町の厳木川です。中学１年生が放課後に水難事故に遭って、貴い命を落としております。

全国では年間1,500件ほどが発生しており、令和７年度も死者742名、行方不明者も18名に上っています。合わせて令和７年度は760名という数になっています。過去10年間を振り返りますと、700名から800名の人が水難事故によってお亡くなりになっております。非常に悲しいことでもあり、何か対策を打てないかということでいろいろ考えているところでございます。

本町のほうに目を向けますと、今年７月17日に江北小学校より出された江北小だよりには、７月10日に日本赤十字社の方をお招きし、６年生が着衣水泳に取り組まれています。その校長先生からの学校だよりが我が家にも配られています。町内にも回覧板として回ってきてお

ります。

その着衣水泳、今回御提案をするものでございますが、着衣水泳について実施された記事が紹介されており、水の事故の危険性と万が一の際の対処方法について実践された内容が記載されておりました。校長先生からは、今回の経験を通して子供たちの安全意識がさらに高まることを期待しています。御家庭でもぜひ水の事故について話し合ってみてくださいと学校だよりには結ばれていました。

非常に痛ましい事故が続いておりますので、本町の子供たちに目を移した場合に何かできないかと思って、今回、御提案と質問をしたところでございます。

タイトルのほうでは水難事故から命を守るということで出しておりますが、どうして小学校で水泳が始まったかといういろんないきさつ、それから、日本でも非常に事故が多かったときのデータも一応後で見ていただきたいと思いますので、まず最初に１問目から進めさせていただきます。

①現在、小・中学校では、水泳の授業は各学年何時間程度行われているか、質問いたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、江頭議員におかれましては、小・中学校の子供たちの命、特に安心・安全を守る立場から毎回御質問をいただいたことに本当に感謝申し上げたいと思います。教育委員会としても改めて命の貴さ、大事さを考えさせる機会にしたいと思っております。

御質問の現在の小・中学校での水泳授業の実態でございますけれども、小学校の年間指導計画におきましては、１年生から６年生まで全ての学年で10時間の水泳授業を計画しております。実際、全学年10時間程度実施しているところでございます。

学年ごとに申し上げますと、今年は１年生は９時間、２年生は10時間、３年生は12時間、４年生は11時間、５年生は10時間、６年生は９時間実施したところでございます。

なお、中学校では水泳の実技は実施しておりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

４番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございます。小学校のほうでは10時間程度、各学年実施されているということで安心いたしました。その中で着実水泳にも取り組まれたのかなと思います。

中学校は座学というか、教室で机に座って危険性についての、そういうところには立ち寄らないとか、やはり座学での学習ということであって、実技はされていないということであります。

今回、提案いたしますのは、中学生にも、大体教育課程においては、小学校１年生から中学校２年生までに水泳の学習をするというふうになっているかと思います。ですから、１年生か２年生のときに、まず近くの施設を借りるかされて、実際に実技といいますか、そして、場合によったら小学校でされた着衣水泳も、やはり溺れるときには裸ではないわけですから、水泳をしている状態でというよりも、不意に川に落ちたりという場合が多いわけですから、着衣水泳をぜひしていただきたいというふうに思います。

２番、実施されていなければ、教育委員会として必要な水泳の実技は感じていらっしゃらないのか、現状なども踏まえてお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

中学校で実施されていない理由、あるいは必要性についての御質問かと思います。

中学校にはプール施設が現在ないため、これまでも水泳実技は実施しておりません。必要性につきましては、中学校学習指導要領によりますと、水泳は保健体育科の学習内容として位置づけられております。御指摘のように、小学校、あるいは中学校２年生までは必ず実施することとされているのは事実でございます。

なお、この学習指導要領には、水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとされております。先ほどの事故防止に関する心得につきましては、心肺蘇生法などの応急手当てとともに、中学校でも各学年10時間程度座学をしているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

４番江頭議員。

○江頭義彦議員

３番のほうに移りますが、町内の施設は利用できないのかと質問をいたしております。小学生が実技を伴って、中学校に上がったらもうしないということは、今後、事故の発生学年なども、何年生で多いかというのも一応調べてみますので、やはり小１とか中２あたりが非常に事故が多いんです。中学生は、自分たちでプールじゃなくて遊泳禁止のところに夏は出かけていくんです。川とか、湖とか、海とか。今年の夏も痛ましい事故がたくさん聞かれました。やはり海で亡くなった子供たちも多かったんじゃないかなと思います。

それで、３番としては、町内の施設は利用できないのかと。小学校にプールがありますので、中学生が小学校で例えば何時間か。またはできない場合であれば、近隣のプール、例えば、武雄のスイミングプールとか、隣町の小城のアイルのプールとか、有明のほうにもありますけれども、スカイパークですかね、こちらのプールとか、やはり全く実技をさせなくて卒業させるのはどうかなと、本当に心配をしているところであります。

もともとプールができたときの理由から見てみますと、今できない理由としてプールが老朽化しているわけです。もう40年、50年たって泳げる状態ではないわけです。だから、水泳をしないということで、非常に最近の状況、しないところが多くなっているんですけれども、老朽化によってできないというのが何かもどかしいというふうに感じています。

いろいろ今回の資料を調べていくほど、本当に真剣に我が町の子供たちのことを一生懸命私は考えてほしいと。その子供たちが中学校を卒業して、高校とか大学とか進学して、また将来に行っても泳ぐ経験を、またはそういう水難訓練といいますか、そういうことをしていなかったら、例えば、大人になって自分の子供が溺れているときに、先日もあったと思いますが、子供を助けようとお父さんが入って、子供はどうにか助かって、お父さんはお亡くなりになったと。そういうことが出てくると、ちょっと経験をして少し泳げるだけでも違っていたんじゃないかなと、本当に悔やまれます。

では、モニターのほうでざらっと流してみますので、すみません。

（パワーポイントを使用）それでは、第１問の水難事故から命を守るということで、見出しとしては衝撃的ではないんですけど、何か強調する意味でですね。

水難事故から命を守るためにという議題で、１問目で、２人に１人は助かっていないと。２人に１人は助かっているではないんです。同じ意味ですけれども、２人に１人は助かって

いない。溺れたら必ず２人に１人は死ぬということなんです。

これは義務教育で水泳が始まったのはいろんな事故からなんです。それは1950年代です。ですから、そのときに小・中学校にばたばたとプールができたんです。それが今現在になっていますから、当然40年、50年の老朽化のプールになっています。ですから、使えないというふうになっていますが、ざらっと見てみます。

一番上の洞爺丸沈没事故というのは、台風15号のときに船が沈んで死者が1,155名です。これは日本国内の最悪の海難事故と言われています。

次に、神奈川県内郷丸遭難事件というのが、定員19名の観光遊覧船に80名の生徒を乗せたんです。そして、中学生が22名亡くなっています。

そして次が、紫雲丸、これが修学旅行中の小・中学生が168名亡くなった事故です。

これから小・中学校でプールを造って泳ぎをさせようというのが始まっているんです。すみません、もう何か説明で終わっていますけど。

あと、橋北中学校の水難事件というのが三重県で起きていますけれども、これも水泳の遠泳訓練中ですから、泳ぎを学ぶために海に入った子供たちが岸から離されるという、離岸流によって女子が36人亡くなっています。

○井上敏文議長

江頭議員、資料の説明は簡潔にお願いします。

○江頭義彦議員（続）

はい。今回一番、プールが中学校、小学校で造られた。そのいきさつとしては一番下にありますけど、紫雲丸の沈没事故で修学旅行中の子供たちが168名犠牲になったことで、水難事故から命を守るための安全教育として水泳を学ぶ重要性が高まり、1968年の学習指導要領の改訂により小学校の体育の授業で水泳が正式に位置づけられ、全ての児童・生徒が水泳を学ぶことになったということです。泳ぐため、楽しむためとか、そういうことではないんですよね。命を守るための安全教育と、これが基本なんです。

すみません、ちょっと資料をたくさん準備したもので。昨年までの過去10年間で亡くなられた人を調べてみました。そしたら、右のほうなんですけど、水難者は多いですね。水難者の半数ぐらいが亡くなっています。平成28年から昨年、令和７年まで816名から760名、毎年これだけの方が亡くなっている。

○井上敏文議長

江頭議員、３点目の近隣プールを借用しても水泳の授業を体験することができないのかと、それだけの質問でしょう。答弁を求めてください。

○江頭義彦議員（続）

分かりました。後でまた説明しますので、すみません。

では、今そういう状況で中学校は水泳がなされていないということなんですけれども、３番、町内の施設は利用できないのかと。中学生が小学校を利用するとか、ほかにプールがあればほかのプールでもいいです。また、近隣のプールを借用してでも水泳の授業を体験させる必要はないのかと、３問目にしております。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

町内、町外のプールを利用して水泳授業ができないのかという御質問にお答えしたいと思います。

現在、町内で利用できるプールは小学校のプールだけでございます。小学校は各学年３学級、18学級ありまして、ほとんどの授業の時間がプールの利用で埋まっている状況でございます。もちろん空いているところもございますけれども、天候不順であるとか授業時間の変更等で空けておかなければならない部分もあります。どうしても小学生優先ということになりますので、計画的に中学校の水泳授業を入れるということは難しいものと考えております。

御提案のように、町外のプールを利用することも考えることはできますけれども、小城市のアイルであるとか、白石町、あるいは武雄市にもプールがございますので、問合せをしてみましたけれども、やはり中学校の２学年、３学年全てを受け入れることは難しいということで回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

運動ができる人、得意な人の論理を、どうしてもできない人、苦手な人にも含めて当てはめるのは、基本的にはちょっと私は違うんじゃないかなと。そうおっしゃっているわけではないというのは分かっていますけどね。

私、江北小学校のときは15メートルプールと25メートルプールの２つがありまして、私は15メートルプールがとても好きでした。足もすぐつきますし、短いですし、15メートルぐらい泳げたんですけど、ただ、これがだんだん学年が上がると、今度は25メートルプールのほうで泳ぐようになったら、ちょっと深いんですよね。しかも、25メートルあるので、私は３回に１回ぐらい途中で足をつかずに25メートルをやっと泳ぎ切ったぐらいで、もうちょっと言うてみれば、25メートルを泳ぎ切ったときにはもう疲れ切って、ぜひ人生で最後の水泳にしたいと思うぐらい正直私は苦手でした。それでもずる休みすることなく、決められた水泳の授業は全部出たと思いますが、いまだに正直水泳は苦手で、仮に何か事故があったときにそれで自らの命を助けられる自信は正直ありません。高校のときも水泳があったんですよ。結構スパルタな学校だったものですから、２キロぐらいの遠泳とかあったんです。絶対私はしませんでした。もちろんそれは許されましたけどね。もう生きてたどり着く自信もなくて、だから、自信がない人はこの周辺で泳いでいてというふうなことで分けておられました。

少し問題点を整理する必要があると思います。水泳の授業をするということと、それによって10時間か何時間かでみんなが事故に遭ったときに自分の命を助けられるということとは、必ずしもイコールじゃないんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、今の保健体育というカテゴリーの中でできるのかどうかは教育委員会のほうで注意してもらいたいと思いますけれども、今回御質問いただいた着衣水泳というんですか、着衣水泳を含めた水難事故から自ら身を守るための手段とか、そういうことで物事を捉えないと、水難事故で犠牲になる子供たちがいるイコール水泳の授業をする必要があるということではちょっとないような気がしてですね。

ですから、いろいろ調査もいただいて、もちろん御経験もいろいろおありだということはよく分かった上であえて申し上げるとすれば、仮に今回の御質問の趣旨が子供たちの水難事故を防ぐためにと、自ら水難に遭わないためのすべを身につける方法をということであれば、必ずしもその方法というのは水泳の授業を増やすとかいうことではないかもしれないなと。よくウォンツ、ニーズと言いますけどね。それは私、総合教育会議の場でもまた教育委員会と意見交換する場がありますから、私、今申し上げたような観点で、また教育委員会と意見交換をしたいと思います。

それはそれとして、近隣の市町のプールは地元の中学校でいっぱいだったということですけど、よう考えてみたら、それは外でやるなら夏じゃないと駄目でしょうけど、アイルにし

ても有明、あそこは何というんですかね……（発言する者あり）ふれあい郷とか、本当に一年中中学校が受けられないぐらい詰まっているのかなというのは正直思いました。別に今、大人の方だって、夏しか泳がない人なんて、海はね、そうかもしれませんけど、どこのそういうスポーツセンターとかも一年中、それこそ空調も効いて、場合によっては温水でやっているわけです。だから、本当にやろうと思ってできないのかなというのは、さっきどこもかしこもいっぱいですということでしたけど、果たして本当にそうなのかなというのはちょっと思ったものですから。泳ぐとは夏である必要があるという我々世代の思い込みも、やはりここは一回捨ててもらって、１年のどこかで仮に学校でやるとすればやっていいわけですから、それでも本当にないのかというのは、先ほど申し上げた総合教育会議の場でももう一度確認はさせていただきたいと思います。

少なくとも、やはり今回の江頭議員の強い思いが子供たちを水の事故から守りたいということがニーズだとすれば、具体的な方法というのは、多分、今おっしゃっているようなことだけではないと思うし、それが今度、学校教育とか、授業とか、保健体育とかいうことの中に収まるかどうかということもきちんとしないと、それができないから守れないんだという逆のほうには多分論理は働かないものだから、だから、子供たちを守るためにはと、まさにそう書いていただいていますから、その中でいろんな手段を探っていくということが大事じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

４番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。先ほど町長言われたように、命を守るという方法をやはり教育委員会も含めて、夏だけじゃなくてオールシーズン、そういった環境であればできるわけですから、特に今回、小学校６年生にされたような着衣水泳でも経験を一回してみるということは非常に大事なことじゃないかなと思いました。６年生で実施された着衣水泳をぜひ他学年にも、また中学生にも広げていってほしいなというふうな気持ちで、今回は江北町の特色ということでもいいと思いますから、とにかく子供たちの命を守るに特化した、そういう手だてというのをぜひ取っていただきたいというふうに思いましたので、今回、こういう議題を出しております。

そしたら、すみません、現状として子供たちがどういうふうなときに事故に遭っているかというのをちょっとだけ見ていただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）今はもう９月に入りましたけれども、基本的に夏場というか、７月、８月が非常にプールの事故も含めて多くなっています。それから、１日の時間帯にすれば、多分、放課後と子供たちが帰る午後２時、３時、４時あたりが、自分たちで友達と遊びに行って泳いでみようかとか、近くの川とかクリークのところに行って、そこで足を滑らせて落ちたというような結果ではないかなと。やはり午後２時、３時、４時が集中しております。

それから、先ほど申しましたけれども、ぜひ着衣水泳をしていただくなら、年齢的に見てみますと７歳と14歳ですね。ですから、今回、小学校６年生で着衣水泳されたということですけれども、低学年でも一回取り組んでおく価値はあるかなと。

それから、14歳というのはもう中学２年、３年生で、多分自由に自分たちだけで行けるという年齢ですから、やはり小学校の低学年、１年生とか――中２、中３あたりでの事故が多く見られたんじゃないかなというふうにこのデータを見て分かりました。

○井上敏文議長

江頭議員、資料の説明は簡潔にお願いします。

○江頭義彦議員（続）

水難事故の発生の特徴として、泳いでいるという、泳ごうという状況よりも、泳ぐつもりがなかった人、水着に着替えていなくても水難事故は起こるということで、今回、着衣水泳の体験について要望をしたところであります。小学校で取り組まれたのが、多分、こういうイラストじゃないかなと思います。

そしたら、④番ですけど、今回６年生で実施された着衣水泳を他学年、または中学校に広げるという気持ちはございませんか、お尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

着衣水泳についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員から御紹介ありましたように、小学校では６年生が赤十字社の支援を受けまして着衣水泳を実施しております。ほかにも小学校２年生から５年生まで、安全性に十分配慮

しながら、合同、もしくは単一学級で今年度着衣水泳を実施しております。

また、中学生も小学校で全員１回は着衣水泳を体験しておりますので、座学の中で事故防止に関する心得の一つとして再度指導しているところでございます。

私自身の経験をお話ししますと、やっぱり小さい頃、学校まで遠かったものですから、現在は禁止されておりますけれども、鹿ノ口堤とか、そういう堤で泳いでおりました。そこでやっぱり足が届かないときの恐怖感とか、水深が深くなったときの水の冷たさとか体験しておりますので、なかなか海に行っても沖合に行くのはやっぱり怖いです。

水難事故の２分の１が亡くなっているという御紹介がありましたけれども、ということは、小学校、中学校で25メートル泳げている子でも亡くなっているという事実なんです。ですから、もちろん議員御指摘のように、６年間より８年間、９年間、水泳をするほうが有利ということは分かりますけれども、それと水難事故というのは別の観点をちょっと考えておかないといけないと。

先日も鹿児島県のほうで中高生３人が海で流されました。それで、亡くなっております。恐らく泳げる子だったと思います。しかしながら、足が届かないところでの体験とか、離岸流、海流の危険性というのを十分認識しないまま、海で遊んでいたということだろうと思います。そこのところが一番ポイントだと思いますので、水泳の授業、あるいは着衣水泳については検討いたしますけれども、それ以上に、やはり泳げる子でもそういう危険性があるんだよとか、あるいは釣りに行ったり、川のそばに行くときはライフジャケットをつけなさいとか、そういう安全面についての指導も大切だと思っております。

ですから、水泳の授業と同時に、そういう安全面、危険性回避についての命を守る行動というのをしっかり重視しながら指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

４番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。指導のほうは必ず入れていただくことにいたしますけれども、やはり身をもって体験させるということも、やはりこれからの長い人生の中において、成人してからとか家庭を持ってからとか、する時間はそうないんですよね。ですから、できるならば私は中学生までに体験させる。今、プールも50年、60年になり、当時は一斉にできまし

たから、全部が老朽化しているわけです。でも、そのプールを改修するには２億円ほどかかるそうです。もうどこも手をつけていない状態なんですね。

今、水泳もですけど、プールの老朽化や維持費の高騰、また、猛暑による熱中症のリスクで野外の水泳はできない。または教職員の負荷増加、やはり30人、40人を見ていて、目配りができない。泳がせている時間に亡くなったりすれば大変なことにもなります。部活動と同じですけれども、教職員への負荷の増加ですね。

そこで、ある市町村というか、あるところではやはり工夫をされているんです。自治体や学校の事情により廃止になってきている、それはもうほとんどです。でも、一部では外部委託への切替えも広がっている、そういう記事も見ました。

ですから、近辺、当初申し上げましたけれども、武雄とか近隣の有明とか、小城のアイルとか、そういったところも少し枠を広げて、座学じゃなくて、やっぱり中学校も３年間在学中に、毎年できないにしても、１回はさせていただきたいというふうに思っておりますけど、お願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

普通の水泳はできないけど、着衣水泳はできる人というのはあまりいないと思うんですよね。だから、あくまでも普通に水泳ができるのが前提での着衣水泳なんだと思います。ですから、必ずしもみんなが泳げるわけではないし、先ほど教育長からあったように、泳げるからといって水難事故に遭わないというわけでもないと。しかも、今は大分教育方針も変わりまして、ある程度はみんなできる必要があるみたいな前提じゃなくなっていて、できなくてもいいんだよというようなことでいけば、やはり一定水準、まさに水難事故に遭わないレベルの水泳及び着衣水泳ができるまで、本人の適性にかかわらず、とにかくやるなんていうことは、多分今の時代、難しいんだと思うんですよね。

となると、先ほど江頭議員、まさに今回のタイトルに書かれているように、子供たちを水難事故から守るためにはというほうから発想をしていったほうがいいんじゃないかと。じゃ、水難事故はどういう場合に起こり得るかとか、やはりそういうところから分析をすることによって、それを一つ一つ潰していくということが大事だし、その中には、場合によっては学校教育における対策の一つとしては上がってくるかもしれません。

例えば、交通事故から子供たちを守るためにといって、全て学校にお任せしているわけではないですよね。ですから、それと同じような発想で、特に今の時代は水難事故から子供たちを守るためにはというほうから考えていったほうが、何というんですか、水泳の授業をしたから水難事故を防ぐためのことをやったという満足感はやる側にはあるかもしれませんけれども、実質的に水難事故を減らすということからいけば、今申し上げたような発想の方向が大事なんじゃないかと改めて思いました。

以上です。

○井上敏文議長

４番江頭議員。

○江頭義彦議員

発想を変えるというか、そういうお話でもありますけど、なかなか水難事故と簡単に申し上げても家庭の責任やろうもんと……（発言する者あり）言ったらそれも一つの考え方と。町長が話されたということと別にしてですね。でも、今の家庭環境を見ていったときに、非常に各家庭の差があって、家庭で近くのプールに連れていって、ちょっとお父さん、お母さんと一緒に泳がんねと、それも言えるんでしょうけれども、実際そういう環境にない家庭も当然あるわけです。

ですから、そうであるならば、やはり学校で１回、２回経験させると。今回、小学校でも経験をさせておりますので、そういう意味で、学校から頂いた学校だよりを見ながら、私は今回そういうことを考えて、少し広げて今回御提案をしたところでございます。

では、時間も来ていますので、１問目はこれで、自分の考えを述べただけで終わりますけど、１問目は終わりたいと思います。

では、２問目のほうに入ります。

年末年始に向けた物価高騰対策はということで、今年の夏に省エネエアコンの購入補助をしていただいて、町民の方たちの声として非常に助かったということで、２問目は町民の声を得た内容にいたしました。

物価高騰対策の一つとして、家計における電気代の負担軽減を図り、また、CO_2削減及び熱中症対策にも寄与する目的で、省エネエアコン購入支援事業として、家庭用省エネエアコン購入費補助金事業が実施されました。この事業は、補助金がかなり大きかったことや、命に関わる身近な現実問題として町民の現状を捉えた町の政策とが――これはちょっと難し

い言葉ですけれども、啐啄同時と読みますね。ちょっと難しい。意味まではちょっと後で調べてください。――啐啄同時といったところであったと思います。来年の夏はもっと暑くなるというようなお話も聞いていますので、来年もお願いしたいところであります。また、これからの年末年始に向けての物価高騰対策もぜひお願いいたします。

２点目について、１、この事業の申請期間についてはどのように広報されていましたか。省エネエアコンについてです。お尋ねいたします。

○井上敏文議長

江頭議員、時間の関係上、もうありませんから、１番から４番まで一緒に質問をしてください。

○江頭義彦議員（続）

じゃ、２問目は、実際、申請の状況はどうだったでしょうか。また、申請できなかった方はどの程度いらっしゃったのか。

３番、来春も補助額を下げてでもエアコン購入費補助を実施できないでしょうか。

最後ですけど、前回、令和２年だったと思いますが、実施されました江北町プレミアム付商品券の販売を再度、年末年始に向けて物価高騰対策として販売してほしいという、３番、４番はお願いでございますが、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからそれぞれ御説明をいたします。

まず、省エネエアコンの補助の申請期間ということですけれども、今議会でも申し上げましたが、申請期間そのものは当初は１月末までに設定をしておりました。ただ、大変反響も大きくて、８月３日購入時点までの受付ということにさせていただきました。ですから、入り口のところは、工事が済んでいなくても８月３日までに購入をされた方ということですので、これから工事が終わられたり、申請の準備ができて、今は１日に一、二件程度申請に来ていただいているということです。

申請開始期間まで、今回、６月30日の臨時議会で承認をいただきまして、受付開始を８月３日ということで、１か月以上の告知、周知期間を取りましたものですから、この間、今回の江北町の補助があるということをお知りになって購入をされた方、また、最初の段階でい

けば工事まで済まれた方が８月３日に来られているということであります。

それで、２番目に申請の状況ですけれども、これも既に議会で申し上げましたけれども、今回353件の申請をいただきましたので、ざっくり言うと、江北町のおよそ10分の１の世帯にはそうしたエアコンの更新、また、設置について支援ができたかなというふうに思います。

申請ができなかった方がどのくらいおられるのかということですけど、申請をされていないだけにどのくらいおられるかは分かりませんが、申し上げたとおり、今回は後申請だったもんですから、購入して工事まで済んでからの申請ということになりましたので、補助があるという前提で、もっと言うなら補助を当てにしてというか、補助で一部賄う前提で購入されたのに、結果的に補助がもらえなかったという方たちにはきちんと対応する必要があると、期待購入者という言い方をしましたけれども。

ですから、８月３日に購入された方までということを８月４日に言いましたものですから、既に打ち切りますという前に買っておられた方については、工事は後でも対象にしましょうというふうにしましたので、その方たちについては補助をさせていただくということになっておりますし、これに当たっては専決処分もさせていただきましたし、議会の皆様方の御理解あってのことというふうに思っております。改めてお礼も申し上げたいと思います。

来年度、補助率を下げてでもエアコン購入の補助をということですけど、御存じのとおり、長引く物価高騰、町民のいろんなところに影響を与えています。ですから、江北町としてはきちんと柱を立て、適切な時期に適切な支援をということで今までもやってきましたし、もう既に国の交付金は尽きてはおりますけれども、予算が要る要らないにかかわらず、物価高騰対策をやっていくということは冒頭でも言いました。

そういう中で、今回は夏を控え、夏にかかりましたけどね、また、2027年基準の適用を控え、そうしたこともあって、このタイミングでやるとしたらということでエアコンの補助をさせていただきました。好評をいただいたからといって、じゃ、エアコンの補助ばかりやっておっていいかというと、そうでもないものですから、来年度またこれをやるかどうかというのは、当然ほかにも優先すべきいろんな対策の事業があります。そういうことの中で議論すべきことかなというふうに思いますけれども、正直、今の時点で既に今度はあれをする必要がある、今度はこれをする必要があるねという弾込めというのは中ではいろいろやっているものですから、あえて申し上げると、来年度もエアコンの補助ということにはなかなかならないかなと、今の時点の感触は正直持っております。

それと、今回、プレミアム商品券の販売をということでした。御紹介いただいたように、令和２年に実施したのかな、私、正直プレミアム商品券は、ちょっと言い過ぎますけど、懲り懲りだと思いました。大変なことになりました。当日も役場の先、多分イイダ靴下ぐらいまでずらり並ばれて、しかも、これはお一人が何件買われるかというのが事前に分からないものですから、結局、前からずっとさばいていって、ある意味、買えるかどうか分からないように並ばれるということの中で、少し受付事務の不手際もあったんですけれども、正直、怒号が飛ぶような状況でした。町長を出せだとか、責任者は誰かとか、なし買われんかとかですね。

御存じのとおり、正直やっぱりプレミアムは、まず自分が１万円出した上で１万２千円をもらうということは、１万円をまず持っていないといけないんですよね。今回の土渕議員の御質問じゃないですけど、それよりは、今もう既に11回やりましたけれども、江北町元気クーポン券、これは滞納関係なく町民の皆様には直接こちらからプッシュ型でお送りするということのほうが江北町らしいんじゃないかなというふうに思います。

だから、当時のプレミアム商品券も１人何セット。（「１人５セット」と呼ぶ者あり）１人５セット、１人やろう。だから、家族でいうと５人家族だったら25冊、前の者が買いよったからなくなったとか、やっぱり何というのかな、悪をつくるようなことはやらないほうがいいなと、私というか、町の経験としてはそう思ったものですから、やるとしたらこれまでの元気クーポン券というのが江北町らしいんじゃないかなと思います。

正直言うと、最初クーポン券はどういうことかなと、私もどっちかというとプレミアム商品券派だったんですよ。だから、令和２年もやっているんですけど。ただ、うちの今、農業委員会の事務局長をしてくれている本村農業委員会事務局長が、当時は産業課長のときにクーポン券事業というのがありますというのを教えてくれて、それでも最初は何じゃそれというふうに思ったんですけど、このプレミアム商品券でも大分懲りたものだから、じゃ、やってみようということで、やってはや11弾。よく言われます３千円ばっかりやと、今日も帰られましたけどね、ほかの町は１万円とか１万５千円とか気前よくしているとに、江北町はけちかと言われたりしましたけど、でも、11回も続けているところはないんじゃないかなと思いますし、その分、今回のエアコン補助とか、いろんな補助をさせていただいていますので、プレミアム商品券をやるんだったら、私はクーポン券事業がいいというふうに思っています。

ただ、冒頭申し上げたように、これももしかすると新しい日常だとすればカンフル剤的にクーポンということをずっと続けるほうがいいのかどうなのかという、まさに今の社会の認識とか環境の変化というのをどう捉えるかというところにかかってきておりますので、いろんな検討というか、アイデアは庁内ではやっておりますけれども、ここでちょっと何というのか、やるとか、やらないとかいうことは申し上げるのは控えたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

４番江頭議員。あと５分です。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。やはり町民に寄り添った政策を適宜にしていただいていることは非常に町民の方は喜ばれて、これはもう浸透していると私も思います。

それで、気候の関係で、今回、熱中症対策もされましたし、やはり元気クーポン券もされてあると思いますので、町民の方も期待されて見られてあるので、今後ともよろしくお願いします。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）じゃ、お願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

そうは言っても、クーポン派じゃなくて、もうプレミアム商品券じゃないと嫌だという方もおられるかもしれません。そういう方には、現在、佐賀県がプレミアム商品券事業をされておられます。８月31日から２次販売の購入申込受付が開始されております。SAGAプレミアムPay、電子版と紙版があるそうです。ただし、申込期間は９月６日、今日までになっています。ですから、江北町のクーポンよりはプレミアムがいいんだという方はぜひお急ぎいただければというふうに思いますので、御紹介までありました。

以上です。

○井上敏文議長

４番江頭議員。まとめてください。

○江頭義彦議員

まとめにはならないかも分かりませんけど、今回、前回、いつもですけれども、やはり小・中学校の子供たちに目を向けたことと、あとは町民に向けたこと、２問質問させてもら

いました。なかなか意図したことがうまく説明できなかったんですけれども、非常に町民の方は期待されてあると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私のほうは終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

４番江頭義彦議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時10分。

午前10時58分　休憩

午前11時10分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

５番三苫紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苫紀美子議員

５番三苫でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

我が町も令和元年、３年と豪雨災害に見舞われました。災害を少しでも減らす対策を皆さんと講じていければと感じながら質問に入らせていただきます。

まず１問目、中学校校門に横断中の小旗設置要望の真意でございます。

平成31年３月議会において、登校時、小・中学校校門で見守りをされておりますが、スピードを出し走行する車を目にし、横断歩道の安全対策をと提案を行い、行政は凹凸のハンプ等の設置を検討されましたが、そのときは実施に至りませんでした。

なお、当件に関しては、令和４年11月19日、実証実験として、スムーズ横断歩道を小学校の横断歩道に設置されたと思っております。

その間、令和３年３月議会において、学校東側交差点において学童の見守りを行っている中で、駅に向かう道路が通勤時間と重なり危険な状態を目にし、対応をお願いしたところ、交差点前に振動を与える設備を設置していただきました。現在も効果が発揮されて、安心しているところでございます。ありがとうございました。

その後、令和５年６月議会において、中学校前にもスムーズ横断歩道の設置要望が出されましたが、交差点内をブルーに塗るブループロジェクトの対策及び交差点の接続箇所の歩道部分をグリーンで塗る安全対策を予定していると回答されております。効果があったかどうか検証されましたでしょうか。後で一緒にお答えいただきたいと思います。

私は令和３年９月議会において、行政は、前、言っていたのはどうなったみたいな催促行政では、これからの時代の役所としてはみっともないとの心強い回答に基づき、早期事故防止対策を検討、実施されるものと思っておりましたが、３年経過しても動きがなく、６月議会において、子供たちの安全対策が講じられるまでを念頭に、中学校校門に小旗設置をという内容に変えて質問いたしましたが、理解をいただけませんでした。

交差点に近い中学校の校門は非常に危険な状況にあると考え、スムーズ横断歩道、あるいは前述の振動を与える施設が設置されることを望んでおります。過去の経緯から、これは要望がされなくても、検討を進めていただける案件だと思っております。

行政は、スムーズ横断歩道の実証実験に当たり、背景と目的で、小・中学校前及びその周辺の道路では抜け道利用や速度超過の車両が多く見受けられ、通学児童や地域住民の皆様にとって非常に危険な状態になっていることを前提に、１か月の実験を実施されました。最終的にはスムーズ横断歩道は一定の効果があることを確認され、常設に切り替えられた経緯を大変ありがたく感じております。

小学校は設置され、中学校は設置しないとされた考え方について、すみません、納得しておりませんので、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苫議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、スムーズ横断歩道及びブループロジェクトの効果検証の件について御説明をしたいと思います。

当該路線につきましては、国のデータでも速度超過とか、あと、急減速の車両が多数確認されたということで、通学児童・生徒、地域住民の安全を確保するために、社会実験を含む生活道路の安全対策に着手をしておりました。

検証につきましては、令和４年11月に社会実験を行い、令和５年２月に検証を行っております。検証方法としては、ビデオ及びアンケート調査により安全性の向上効果を確認したところであります。

検証結果から、速度の低下、歩行者優先の遵守率の向上、視認性、安全性の向上に高い効果があるということを判断いたしまして、御質問のブループロジェクトであるとか、交差点

接続部のグリーン着色を含めて、現在は対策箇所を順次拡大していっているところであります。

御紹介しますと、令和５年から令和７年にかけて、既に実施が済んでいる箇所は、町道東分～祖子分線の三差路の出口２か所、それから、町道上小田～仲町線、町道門前～畑川線、町道羽佐間水路線、それから、町道西分～中央線の横断歩道２か所、これは、ひとのねこども園と浄徳寺付近の横断歩道であります。これが７年までに既に実施をしている箇所ということであります。続いて、今年度予定しているところは、町道観音下～東分線の横断歩道１か所カラー舗装、これはＢ＆Ｇの付近を令和８年度に実施予定としております。今後も子供たちの通学路の安全確保に向けまして、効果的な交通安全対策を着実に推進していく計画であります。

なお、９月28日に通学路の合同点検を予定しておりまして、今後の対策箇所については、その点検の中でも改めて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

三苫議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員におかれましては、これまで児童・生徒の事故防止に向けて登校指導を行っていただき、感謝申し上げたいと思います。

また、過去、これまで何度となく議会で児童・生徒の登下校の安全対策について御質問いただいていたということで、本当に感謝申し上げたいと思います。

前回は横断小旗の質問でございましたけれども、必要性のみに対する答弁に終わりましたけれども、本当に視野を広げて考えないといけないなということを改めて教えていただきました。

中学校前のスムーズ横断歩道につきましては、現在まで設置に至っておりませんけれども、具体的には３つの課題があると考えております。

１つは、車両の安全性の確保、スムーズ横断歩道、これはハンプと横断歩道を組み合わせたものでございます。少し台形になって面が広いハンプ、幅が広いハンプと考えられていいと思います。それと、単純にハンプというのがあり、２種類あるようですけれども、中学校

から自動車が左折、右折で、出入りする際に、タイヤが滑って車両の安定を損なう危険性があるということが１点目でございます。２点目は、前回お答えしましたように、中学校は自転車通学の割合が高く、雨天時に傾斜のある横断歩道を走行する際に、スリップによる転倒事故につながるおそれがあること、３点目が、近隣住民への騒音対策ということで、段差を通過する車両の振動や段差音が近隣の住宅に騒音被害を及ぼす懸念ということで、理由に挙げられております。

小学校前は、これらの課題がクリアされたため、設置に至っておりますけれども、中学校前は、生徒や車両の安全を第一に考え、設置を見送る判断としたところでございます。

なお、これについては、中学校の校長先生にも意見を聞きました。御近所にお住まいということもあって、数十年来、この町道のことは御存じですので、御意見を伺いましたけれども、やはり校門からの出入口に当たりまして、どうしても10センチメートル程度の段差が生じるため、自転車で通過する生徒に、やはり転倒のおそれがあること、あるいは東側の交差点から近いために、自動車のほうがハンドルを取られる懸念もあるということで御意見を伺ったところでございます。

いずれにしましても、通学路の安全対策というのは非常に重要なことでありますので、子供たちの命を守るという意識を共有するとともに、教育委員会としても何かできることはないか、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

御答弁ありがとうございました。

どちらにしても、江北の小学生、中学生、高校生たちは、私たちの地域の宝物であります。すごい何百万円とか、そういう大きな金額でもないと思いますので、できるだけ町民の声を聞いていただければと思いますので、教育長、今後ともよろしくお願いいたします。町長、すみません、お願いしていいですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御質問の中で、以前の私の答弁を紹介いただきました。催促行政ではいけないと、あれはどうなったということで繰り返してはいけないというのは、検討しますとか、よく言うわけですよね。検討すると言っているのに、何の結論も出さないということを催促されるのはいけないと言ったわけでありまして、今回は、中学校の横断歩道に、いわゆるスムーズ横断歩道はできないということは、多分申し上げた上での話なものですから、その中であれはどうなったと次聞かれたとしても、なかなか今回、課題を教育長が紹介してくれましたから、それがクリアされない限りは難しいということは御承知おきいただかないと、あれはどうなったかというのは、やっていないから言われているだけではなくて、御納得いただけていないから、あれはどうなったと聞かれても、返す答えは同じということもあり得るということは御理解いただかないと、今日の御質問の中で、その言葉を紹介いただいていたものですから、今回のことも我々宿題としていただいていたのを、何かやっていないみたいな捉え方をされると、ちょっと違うかなと思います。

いずれにしても、安全性というのは、いろんな面からやっぱり検討される必要があるというふうに思います。ですから、今回、設置をしたところ、していなかったところには、やっぱり違いがあるんですよね。ですから、そういうところも踏まえた上でということでありますから。ただ、教育長がさっき言ったように、いずれにしても、やはり子供たちの安全・安心のための対策というのは、この前の水難防止も一緒ですけど、終わりはないんですよね。江北町がある限りは、100点満点は多分取れないと思いますけれども、だからこそ１点ずつでもやっぱり増やしていくという取組はこれからもやるべきだと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

町長、ありがとうございました。

みんな行政のすばらしい考え方に魅了されておりますので、今後ともぜひ温かい心の愛をいただければと思います。町長、よろしくお願いいたします。

そしたら、教育長、やっぱりどうしても中学校にできるのは、早急にというわけにはまいりませんかね。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

先ほど答弁申し上げましたように、幾つか課題がございます。

中学生が横断歩道上ではねられるということのリスクと、それから、横断歩道上で、自転車で転倒するというリスクと両方ございますので、その辺りは、どちらがどうということは言えませんけれども、結果的にハンプ、あるいはスムーズ横断歩道をつくったほうがリスクが高いと、リスクが残るというところで答弁させていただきました。

なお、御存じと思いますけれども、今回、９月１日の道路交通法の改正に伴い、センターラインや中央分離帯のない、いわゆる生活道路の制限速度が30キロに変わりました。これは非常に大きいことと思います。これまでもゾーン30ということで、通学路を中心に30キロ速度制限というのが設けられておりましたけれども、なかなか法的拘束力というのが弱くて、30キロのスクールゾーンの中でも、40キロ、50キロと出す車が後を絶たなかったことは事実でございます。

そうしたことから、今回、小学校前のスムーズ横断歩道であるとかの設置に至ったわけでございまして、ああいうのをすると、ゾーン30プラスと呼ぶそうです。そのゾーン30プラスに昇格して対策が練られておりますし、今回、道路交通法の改正に伴いまして、速度制限も新たに加わりましたことから、警察も取締りを強化してくれるものと思っております。

いずれにしても、歩行者の命を守るというドライバーの意識にかかっておりますので、この速度制限と併せて、学校付近ではスピードを落として通ってくださいと、あるいは横断歩道の前では必ず止まるということを、意識を徹底していただければありがたいなと思っております。

こうしたことから、この速度制限が始まったばかりですので、どれだけ効果があるのかしっかり見極めて、今後の交通安全対策に生かしたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

ありがとうございます。

テレビを見ている保護者の皆さん方は、今日はとても楽しみにしている、放送の時間も伝

えておりますので、ぜひ本当に小さいことかもしれません。でも、その小さいことが積み重なって初めて、大きな幸せが出てくると思いますので、特に先ほど申しましたように、子供は宝です。ぜひ私たち後期高齢者にもいろいろしていただきたいことはありますけど、まず子供たちのことを済ませてから、また改めてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

次へ行ってください。５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

それでは、２点目に質問させていただきます。

総合排水計画の原点に立ち返ってという表題で出させていただきました。

令和４年３月に制定された江北町総合排水計画が制定され、４年半が経過いたしました。これまで幾度となく議論が繰り返されてきましたが、排水計画の基本となる取り組むべき課題と今後の方向性として、今後取り組んでいく排水対策は、計画降雨を用い、定量的な検証に基づく対策が必要です。このため、町内の内水や地形の特性を踏まえた内水対策メニューを検討し、内水解析による内水被害の軽減効果を把握する江北町内水対策シミュレーションを実施することが重要となりますと、排水計画を進めるための基本方針が示されました。

内水解析が重要とされながら、いまだ進展しないのかとの問いに、令和６年３月議会において、数値的に調査することだけでなく、水の流れをきちんと把握していく必要があると考えていますと前向きにお答えをいただきました。

さらに、令和６年６月議会では、水理解析をしなければ計画に上げる取組ができないというわけではない。水理解析をし、ミリ単位で事前落水をする水位を出すよりも、町全体で事前落水の仕組みづくりをすることにまず取り組むことが大事。現在は、令和７年12月議会で示された内水解析よりもまず、町外から流入する水をいかに抑えるかとの考え方が示され、当初の考え方と現在の考え方の違いに少し疑問を感じているところです。

今後、排水計画の早期完了に向け、今回は２項目の事項について再度確認をさせていただきたいと思います。

事前落水について、１つ目、主な協議経緯、１つ、令和４年６月議会において、ため池17か所、幹線水路を活用し、50万トンの洪水調節機能を想定。２点目、令和４年６月議会において、連絡会においてルールと手順について理解をいただいたとお答えいただきました。

ここで、過去の経緯を補足すると、事前落水は内水氾濫が発生した後も効果はあるのかとの問いに、令和６年８月８日、基本的には雨が降る前に貯水ポケットを確保するための手段と回答されております。及び令和６年９月議会において、同様の回答がなされています。つまり、貯水ポケットが満杯となった後、内水被害が発生し、状態の軽減効果を把握することが排水計画で求められているのではないでしょうか。

疑問点、排水計画の行動計画表に基づくと、事前落水に関する基本的な取組については、令和４年度中に完了している。その後、地元からの問合せに、令和７年２月19日に開催した江北町排水対策協議会において見直しを行った。その内容は、令和４年度中に完了するとされている項目全てが令和33年度まで延長されています。

伺います。

内水解析による内水被害の軽減効果を把握する、江北町内水対策シミュレーションを実施することが重要となりますとされながら、現在まで実践された形跡はなく、何を根拠に計画の見直しをされたのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。見直しと取られたその内容とは、何をどうするのか、教えていただければと思います。

まず、今のところ、分かる方にお答えを願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

うちの町は違いますけど、計画をつくって、つくりっ放しで見たこともないというような自治体は結構多くあるものです。また、一度つくったら全く見直さないというような自治体もあるように聞いています。

ただ、少なくとも我が町の総合排水計画というのは、まさに手作りで、試行錯誤の中、どこにも参考にするものがない中に、過去の鉱害復旧事業時の排水計画を参考に、今日おられます西原議員からも何度となく提案を受けて、やはり新しい時代の、今思えば新しい時代の新しい仕組みづくりという一環だったですね。やはりこれからの時代にも江北町が生き抜くための排水計画をつくる必要がありますねということで、つくったものであります。

ですから、当然、まだ未開の取組を今から進める中での最初の計画でありましたから、やっぱり適宜見直しということはする必要があるというふうに思っていますし、既に見直しもいろいろやっています。

内水解析なんですけれども、うちの町では当初やることにしていましたけれども、以前も申し上げましたけれども、じゃ、内水解析をしたからといって、どこまでそれを具体的な取組につなげられるかということが、今の時点ではなかなか難しいということだったので、内水解析については、ちょっと後回しという言い方はよくありませんけど、させていただいたというのは、以前答弁したとおりです。

県内には、内水解析されたところもあるんですよ。ただ、正直言いますと、どこも持て余してあります。緻密なデータは、調査はしたけれども、じゃ、降水量の１ミリ単位で、実際の落水量を１ミリ単位で把握するとかというようなことを仮に分かったとしても、それよりも、それ以外に解決すべきことがたくさんあるというのが内水解析をされた自治体の実際の感想でありました。

やっぱり内水解析したほうがいいよと、これでこういうのが分かるから、これになるとすぐ効果てきめんよというような自治体があれば、うちでもやってよかったんですけれども、それ以前に片づけるべきことがあるということでありますので、これは、ほかの市町で何市町かやられていますから、それが今回、内水解析のほうを急ぐのではなくて、それではなくて、やはりこの事前落水そのものの仕組みを高めていくということのほうが大事であるという判断をしたからであります。

以上です。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

ありがとうございました。

令和４年６月議会で、連絡会において、ルールと手順について理解をいただいたと回答されたことを受け、計画表どおり計画を遂行なされているものと理解しておりました。

しかし、令和７年10月27日付、地元への回答において、令和７年２月19日に開催した江北町排水対策協議会において見直しを行っていますとし、計画表のルールと手順を含めた計画が令和33年度まで延長されていることに対する質問です。

冒頭で述べた、内水解析等を実施し、把握された明確な根拠に基づくものかということです。まず、このことについては、少し教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

もう一回質問、三苫議員。質問の趣旨がずれておりますが、②の文章を読んでいただければ応答ができると思います。

そしたら、②について答弁願います。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、三苫議員からは、事前落水についてということで、先ほどお聞きいただいてお答えしたのが１問目の通告でありました。

２番目の通告は、令和４年６月議会において、連絡会においてルールと手順について理解をいただいたと回答されていながら、計画表の体制整備をなぜ延長されたのか説明をお願いしますというのが２番目の御質問ですよね。ですから、これにお答えをすればいいんじゃないかなと思いますけれども、事前落水、当初考えていたよりも、ある意味、非常に困難で、かつ複雑で奥が深いものだということを実感しております。

というのも、簡単なルール、何をルールというかなんですけど、今みたいに24時間雨量が100ミリ以上の予測が出るか、もしくは早期注意情報の高が出たら事前落水を要請するというところまでルールというんだったら、できなくないんです。というか、やっていました。簡単ですから。気象台から聞いて、連絡して、事前落水をお願いしますと言うだけなんですよ。でも、それはそこまでをルールと言っては、事前落水の実効性というのは、やっぱり確保できないということが、特に今年度よく分かりました。だから、うちの職員も、事前落水要請した、はいと。要は関係者に電話したということをもって事前落水したということに思っていたわけですよ。

ところが、御存じのとおり、今年は大変雨が少なく、水そのものが取水期であり出水期だったというときに、正直、役場から事前落水をお願いしますとあなたたちは言うけれども、今雨はいつ降っているのかと。それを貴重な水をこれだけためているのを、あなたたちが、予想雨量が24時間で100ミリになったからといって、そんなに簡単に落とされるものかと。落としていいけれども、あなたたちが補償してくれるのかと、こんな話になるわけです。

ですから、今回は単純に関係者に連絡をするだけじゃなくて、実際、それに応じて、どこまでやっていただいているんだろうかということも確認をしましたら、今申し上げたように、我々だけがある意味自己満足的に、気象台の情報を基に事前落水してくださいと言っていただけではないですけど、でも、その先のことを今回やっぱり確認すれば、やはりその上で、

地域で判断をされているんだなと。落とさないほうでも。

でも、逆もあります。落とすほうでも、わざわざ役場から言われるまでもなく、我々はきちんと毎日見て、管理していると。だから、連絡したときには、もうそういうことではなくて、ある程度落としているよというところもありました。

ですから、そう考えると、事前落水の体制づくりなんていうことをやっぱり簡単に決められない、言えない。だから、それに応じて、これは多分何年か実践を重ねていった上で、結果的にこういうルールになるよねと。さっき演繹法と帰納法と言いましたけれども、帰納法的に、江北町ではこういうルールになったよねということになるんじゃないかということで、計画も当初の１年か２年かにしていたのをずるっと延ばさせていただいたというのは、毎回そうやって見直しをする必要があるからなんです。

ですから、今回は、今申し上げたように、単純にお願いしておくだけじゃなくて、担当課の職員が実際どの程度落とされているかとか、全部、または管理員さんたちにも電話をして、こういう状況です、気象台はこう言っていますけど、どんな感じですかねということまで共有をした上で取組をしていると。ですから、事前落水という言葉だけではなくて、やはり大雨対策を想定した水の管理――マネジメントですよね――というようなことに、ちょっと言ってみれば一段高いレベルというんですかね、多分そういうことに我々としては踏み込んできているよなというのが実感なんです。

ただ、計画には事前落水という書き方をしていますから、今回御指摘のとおり、事前落水は２年で体制整備すると書いていたのを何で延ばしたのかというのが、今申し上げたようなことでありまして、これも本当に毎回毎回トライ・アンド・エラー、エラーはあんまりしていませんけどね、して今進めているということですから、それに応じて計画も長く延ばさせていただいているということで、する必要があるのをしていないから単純に延ばしているということとは違いますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

町長、ありがとうございました。

テレビを見る町民の方は、町長の前向きな声を大変ありがたく思われると思います。私も

ありがとうございました。

次の質問ですけど、事前落水で内水被害の軽減効果を把握することができるということを耳にしました。その根拠をお答え願いたいと思います。

何度も申し上げますが、内水解析が重要とされながら、内水解析業務が時間経過とともに趣旨が、１、令和６年６月議会で、ミリ単位まで事前落水する水位を出すことよりも、町全体で事前落水の仕組みづくりに取り組む考えに変更され、２点目、令和７年12月議会において、内水解析よりも、まず町外から流入する水を抑えるかどうか、考え方が変わってきています。基本の内水解析を実施せず、事前落水により内水被害の軽減効果をどのようにして把握されるのかの問いでございます。

事前落水とは、あらかじめ水路等の水を流し、ためる能力を高めることと議会等で回答されています。内水被害の軽減効果は、事前落水により確保されたポケットが満水した後に発生する被害状況確認ではないのでしょうか。事前落水では確認はできないのではとの考えで伺っております。

このことについて、少し教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苫議員の御質問にお答えしたいと思います。

内水被害の軽減効果をということでございますけれども、先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、現在、事前落水を要請するにしましても、やはりゲート操作員さんが代わられたりとか、気候変動による急激な雨雲の発達に伴い、短時間のゲリラ豪雨、そして、線状降水帯への対応など、長期間にわたる豪雨への対応が必要となってきたということでございます。

今年度は、各水系に担当者のほうも配置をいたしまして、また、排水機場などの現場の巡回を強化して、上流と下流の連携を一歩進める取組をしているというところでございまして、こうした取組を行うことで内水被害の軽減に努めているということでございます。

各水系のゲート操作員の皆様とも細かな情報共有を行って、おのおので天気やため池、水路の状況などを考慮していただきながら、落水の対応をしていただいているというところでございます。

事前落水の要請については、水が必要な時期、あまり使わない時期なども考慮すべき時期があるということでございますので、今可能な限りの落水をお願いしているというところでございまして、要請する場合には、町においても水路等の巡回をして、落水をいただきたい水路に降雨をためる容量が確保されているということも確認をしておりますし、地域づくり課によりますと、臨鉱ポンプの稼働時間が令和４年度以降、大きく減少しているということでございまして、元年から３年で平均433時間稼働をしていたものを、令和４年から７年の３年間では平均191時間に減ったというところも見えてきたところでございます。

このようなことから、浸水被害の軽減効果は図られているということで確信をしているというところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

正直言うと、先ほど総務政策課長が言った数字だけで事前落水の効果というには、実際は正直いろんな要因がありますよね。長時間運転が短くなったのは、事前落水のおかげだけじゃないというのは正直分かりますけれども、一つの数字として言うんだったら、そういうことも言えるんじゃないかということですけど、もっと言うなら、単純ですよね。昨日の風呂のお湯を落とさないままにお湯を入れようとしても、もうなくなった分だけですから、そんなに余計に入りませんよね。でも、皆さん大体、次の日、風呂に入るときには、１回たまった風呂の水は全部落として、また風呂をためられますよね。事前落水というのは、それと同じことなんです。

しかも、さらに言うなら、江北町が面している六角川も牛津川も、最終的には有明海に流れます。いつでも栓を抜けば流れるようなところならいいですけどね。これが時間によっては、栓を抜いても流れないんです。ですから、流せるときに流しておかないと、流さないといけないときでも流れないときがあるんですよ。だから、事前にというのは、流せなくなる前に、あらかじめ流せる分は流しておいて、それだけの調整機能を確保しようということが本質だと思っています。

ですから、それはあえて、今は一つの参考として数字は言いましたけど、数字を持ち出すまでもなく、事前に流せるときに落としていたほうが、それだけの調整機能は確保できるん

じゃないですかと。今、牛津川では遊水地が造られています。六角川では、今度は調整池を造られようとしています。ですから、それが何でやっているのかということと基本的な考え方は変わらないと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

本当に町長、ありがとうございました。総務政策課長も、これは小さい仕事じゃないので大変だと思うんですが、これを我が大切な地域のことですので、ぜひよろしく、前向きに検討をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

次、行ってください。５番三苫議員。

○三苫紀美子議員

それでは、臨鉱ポンプについて質問をさせていただきます。

私もすごく詳しくないもので、何となく心が重いんですが、これも町民、区民の方の声でございますので、しっかり役目は果たせたらと思っております。

令和３年12月議会において、鉱害復旧事業に伴い策定された排水計画は、農地の効用回復を目的とされたもので、これからの町の安全・安心を確保するためにも河川改修、強制排水、事前排水、内水氾濫対策、不要湛水の低減を含めた新しい時代の総合排水計画を令和３年度中に策定すると回答をされました。

毎年実施されている江北町重要施設等連絡会における議題、かんがい排水施設の運営に関すること、１、鉱害農地復旧における総合排水計画の末尾に、強制排水することで、農地の効用回復を図ると明記されております。以下に５か所の臨鉱ポンプが紹介されています。

平成10年３月、江北町内の鉱害事業が完了したとして、鉱害終了宣言が出されました。

臨鉱法では、明確にかんがい排水施設は農業用施設と明記されております。また、行政自ら江北町重要施設等連絡会において、かんがい排水施設は農地の効用回復を図ると明記されているにもかかわらず、農業用施設ではないとの考え方を今もお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

まず、臨鉱法における農業用施設の位置づけはどのように理解されているか、明確な回答

をお願いしたいと思います。

今の追加ですが、臨鉱法上の位置づけの説明は、第２条、用語の定義、第５項、「この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設」、その１に、かんがい排水施設と明記されています。

質問２、江北町重要施設等連絡会において、かんがい排水施設は農地の効用回復を図る施設であることを念頭に会議が開催されております。どのような解釈で農業用施設でないと判断されたのか、説明をお願いしたいと思います。

質問３、今回の計画は、住家の床上・床下浸水ゼロという家屋の浸水被害対策を基本とした考え方であり、新たな事業と判断しております。どうか明確な回答をお願いしたいと思います。

取りあえず、また後がありますが、一応これで切らせていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

三苫議員、時間の関係もあります。あと９分でありますので、この④、⑤、一緒に質問してください。続けてください。先まで行ってください。

○三苫紀美子議員

質問４になりますね。

協議経緯、令和３年12月議会、回答内容は、鉱害復旧事業に伴い策定された排水計画は、農地の効用回復を目的とされたもの及びこれからの町の安全・安心を確保するためにも、河川改修、強制排水、事前排水、内水氾濫対策、不要湛水の低減を含めた新しい時代の総合排水計画を策定すると回答されています。

回答内容は、今回制定された排水計画の根幹をなす回答内容と思いますが、なぜ回答内容に基づいた対応で進められないのか、御答弁をお願いいたします。

次、質問５、平成10年３月に江北町内の鉱害復旧事業が完了したとして、終了宣言がなされました。

全ての鉱害に関しては、平成10年の終了宣言を受け、鉱害に関する全ては完了していることとなります。住家の床上・床下浸水ゼロ対策は、新たな事業として対応すべきだと先ほども申しましたが、考え方を教えてください。

復旧法に基づき行われる復旧工事は、鉱害が生じている土地物件が本来の効用を回復する

ように着工されるものであるから、復旧工事が完了したときには、その土地物件について生じていた鉱害は、事実上、消滅しているのが原則であると受けました。しかし、農地及び農業用施設に関しては、復旧後の措置の場合や元の農地に近い状態に戻す措置、農業用施設の場合は施設の引渡しとして、臨鉱法に定めがあると伺っています。

それらの措置が全て完了したことを受け、平成10年３月に、完了宣言が出されたと理解しています。よって、住家の排水対策は新たな事業で対応すべきと判断しておりますが、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、昨日、田中議員からの筑水について御質問いただきました。筑水事業の影響というのが今でもやっぱり散見されると。不陸であったり沈下であったり、そういうところについてどうするのかということで、町としては、当然そういう上部団体もありますから、今ではもう筑水事業は完了していますけど、町の今の現状でありますから、当然、我々は筑水がある限り、ある意味、関係団体と協力していろいろ対応する必要があるというふうに申し上げたとおりであります。

先ほどの最後の三苫議員の御質問でいけば、もう鉱害復旧事業は終わったのだから、鉱害復旧事業も完了宣言したのだから、それから先のものはほかのものでする必要があるというふうにおっしゃっているように聞こえるんですけど、やはり町の安全・安心を預かる者としては、もちろんそのときは宣言したとしても、やはり町民の皆さんの安全・安心を守るという我々の責務というのは何も変わらないし、これからも続くということは、ちょっとまず申し上げたいと思います。

それと、もう一つ申し上げるとすれば、排水施設が農業施設、もしくは排水施設ではないと言ったつもりはありません。以前、御質問いただいたときには、臨鉱法に書いている農業用施設ではないんじゃないですかと。なぜかというと、鉱害復旧をする必要がある対象は、当時、農地とか農業施設とかいろいろ排水施設とかありましたけど、今の臨鉱ポンプというのは鉱害復旧事業でできた施設ですから、その前から、例えば、排水機場があって、それも鉱害の被害を受けたというならですけれども、鉱害復旧事業でできたということは、鉱害を受けているときにはなかったわけですよね。だから、そこでいう農業施設ではないんじゃな

いですかということを申し上げたんです。

江北町については、江北町鉱害復旧施設設置条例というのがあります。ですから、そこに書いているとおり、臨鉱法に基づく復旧工事により、鉱害が生じた土地物件が本来有していた効用を回復するため、鉱害復旧施設を設置すると書いてあるわけですから、今ある施設というのは、鉱害が起きる前からあったものではなくて、まさに鉱害復旧事業でできたものですよねということを申し上げただけであって、別に農業用の施設でないと言ったつもりはありません。臨鉱法で書かれているのとは違うんじゃないですかというふうに、復旧すべき対象じゃなくて、復旧するためにつくったものですから、それを言ったんです。

その上で、多分ここが大きな、三苫議員というかな、三苫議員の関係者の方との見解の相違だというふうに思いますけれども、三苫議員がおっしゃるのは、あくまでも臨鉱ポンプというのは鉱害復旧のためにつくったわけだから、鉱害復旧のため以上に使っちゃいけないとおっしゃっているんですよね。だから、今雨が余計降ったりした分は、今の臨鉱ポンプじゃなくて別のものにしてもらいなさいというようなことを多分言われているんだろうと思うんですよ。でも、施設そのものは鉱害復旧事業によりできた施設ではありますが、町が今保有している施設であり、町として管理している施設なんです。それであれば、江北町の安全・安心を守るためにフルに使わない手はないと私は思うんです。

以前にも申し上げました。あるところに２台、家に車があると。１台は乗用車、買物に行ったり、遠出するときに使うために本来は買った車。もう一台は軽トラック、これは自分の家にある畑や田んぼに行くための農作業用に買った車、２つあると。そして、あいにく乗用車は出かけている。家には軽トラックしか残っていない。ところが、家で、ばあちゃんが具合が悪くなっている、すぐにでも病院に連れていかなくてはならないのに、軽トラックしかない。それなら、いや、これは農耕用の車だから、言ってみれば鉱害復旧でしか使っちゃいけないから、ばあちゃん、ごめんだけど、この車では乗せていけないよと言われているように私は聞こえるんですよ。でも、やっぱり家を守る者としては、とにかくばあちゃんを早く連れていってあげるためには、家にあるものの車だったら使うということになるんじゃないですかねと。だって、町の施設だからですね。だから、長時間運転も想定をしましたし、今回の新しい総合排水計画の中にも、もちろん臨鉱ポンプを使う前提でやらせていただいているということなんです。

ですから、鉱害復旧事業でやったんだから、鉱害復旧の目的を超えてと明確に分けられま

すかね。しかも、農地の効用回復というんだったら、農地にたまった分の水はこっちで吐くけど、住宅のほうはまた別にする必要があるとか、ここから何ミリまでは臨鉱ポンプを使うけれども、それから先は使っちゃいけないとか、本当に我々町民の安全・安心を守るべきものとして言えるでしょうかね。

だから、今、江北町にあるもの、これを活かして、そして、江北町の安全・安心を守るという基本的な姿勢の上で申し上げているものですから、もし今日申し上げた上でも御理解いただけないとすれば、それは残念ですけれども、そこは見解の相違と言わざるを得ないと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

三苫議員、もう時間です。終わってください。

○三苫紀美子議員

ありがとうございました。

それらの措置が全て完了したことを受け、平成10年３月に完了宣言が出されたと思いますよね。そういう意味では、これからは新たな事業として、住家の排水対策を考えていただければと思います。それに前向きに対応していただくことを期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

５番三苫紀美子議員の一般質問はこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、明日は総括審議、委員会付託となっております。午前９時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後０時13分　散会